

平成 31 年度「未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金」 における昨年度からの変更点について

平成31年度「未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金」では、昨年度と比べて、下記のとおり4点変更しています。

申請の際にはご注意ください。詳しくは、募集要項や Q&A をご覧ください。

1. 申請様式について

申請様式の一部が昨年度と違います。申請時には、平成 31 年度の様式を使用してください。(奈良県文化振興課ホームページよりダウンロードできます。)

2. プレゼンテーション審査について

プレゼンテーション審査を受けるのは、「重点枠」申請団体のみです。「一般枠」で申請する場合、プレゼンテーション審査はありません。そのため、申請書類にてしっかり事業説明を行ってください。

また、「重点枠」のプレゼンテーションの内容は、「重点枠」申請にあたって工夫・配慮した点のみとなります。申請事業全体のプレゼンテーションではありませんので、ご注意ください。

3. 申請内容について問合せを行います

申請された内容について、奈良県文化振興課より、電話・メール等により問合せを行います。問い合わせた内容は、審査に反映されますので、申請団体におかれましては、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

4. 補助金交付決定前に事業に着手する場合は指令前着手届(第5号様式)の提出が必要です

7月上旬予定の交付決定前に事業に着手する(準備等始める)場合は、指令前着手届(第5号様式)の提出が必要となります。

補助金交付申請書(第1-1号様式)に指令前着手届(第5号様式)を添えて提出すると、申請書受理日から補助金交付決定の間に生じた支出も補助の対象となります(募集要項記載の「補助対象経費」に該当する場合があります)。

提出しない場合は、補助金交付決定後の支出のみが補助の対象となりますのでご注意ください。